

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）
事業契約書（案）

令和 8 年 7 月

日進市

【事業者】

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）
事業契約書

- 1 事業名 日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）
- 2 履行期間 令和 9 年 7 月 1 日から令和 19 年 6 月 30 日まで
- 3 履行場所 日進市全域（公共下水道施設、農業集落排水施設、団地污水处理施設、その他施設の設置場所）
- 4 サービス対価 ●円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額：●円
（なお、各業務のサービス対価の金額は別紙 7（サービス対価の支払方法）乃至別紙 9（コンサルタント業務に係るサービス対価の設定及び変更方法）に従って定められ、同別紙において精算対象とされているサービス対価については、当該規定に従った金額の支払とする。）
- 5 契約保証金 第 8 条（契約の保証）に定めるとおり。
- 6 支払条件 サービス対価の支払は、第 6 章（サービス対価の支払等）に定めるとおり。

上記の事業について、日進市（以下「市」という。）と●●（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 9 年●●月●●日

市

日進市

事業者

●●

事業者 ●●

代表取締役 ●●

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (用語の解釈)	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (事業契約等)	1
第4条 (本事業の実施)	1
第5条 (市の責任負担)	2
第6条 (資金調達)	2
第7条 (公租公課の負担)	2
第8条 (契約の保証)	2
第2章 本事業実施の体制及び計画	3
第1節 本事業の体制及び計画	3
第9条 (本事業の体制)	3
第10条 (監督員)	4
第11条 (5箇年事業実施計画書)	4
第12条 (年間事業実施計画書)	5
第13条 (5箇年修繕計画書)	5
第14条 (年間修繕計画書)	6
第15条 (緊急時対応計画書)	6
第16条 (事業実施計画書の修正)	6
第17条 (セルフモニタリング実施計画書)	6
第2節 必要な契約等の締結	7
第18条 (必要な契約の締結)	7
第19条 (事業者による許認可等の取得等)	7
第20条 (保険の付保等)	8
第3章 適正業務の確保	8
第21条 (要求水準を満たす業務の実施)	8
第22条 (要求水準の変更)	8
第23条 (統括責任者等の変更)	9
第24条 (監督員の変更)	9
第25条 (業務日報の作成)	9
第26条 (業務の報告)	9
第27条 (財務情報の報告)	10
第28条 (セルフモニタリング)	10
第29条 (市による実績評価)	10
第30条 (中間総合評価の実施)	10
第4章 移行期間の業務	11
第31条 (移行期間の業務)	11
第32条 (統括管理業務の実施)	11
第33条 (事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	11
第34条 (事業開始に伴う業務引継ぎ等)	11
第35条 (処理場施設等の契約不適合責任等)	12

第5章 本事業	13
第1節 本事業の開始条件	13
第36条 (本事業の開始条件)	13
第2節 本事業の実施	14
第37条 (本事業の実施)	14
第38条 (水質等の保証)	14
第39条 (修繕業務の契約不適合責任)	14
第40条 (事業者による施設改良等)	15
第3節 コンサルタント業務	16
第41条 (年度実施協定(コンサルタント業務))	16
第42条 (設計等)	17
第43条 (成果物の契約不適合責任)	17
第4節 改築工事	19
第44条 (改築実施基本協定、年度実施協定(改築工事))	19
第45条 (市による申請等)	20
第46条 (下請負者の健康保険等加入義務等)	20
第47条 (工事の中止)	21
第48条 (工期の変更)	21
第49条 (単年度対象改築工事にかかる追加費用)	21
第50条 (単年度対象改築工事にかかる費用の減少)	22
第51条 (事業者による検査及び市への引渡し)	23
第52条 (改築工事の目的物にかかる所有権)	23
第53条 (市による改築工事の対価の支払い)	23
第54条 (改築工事にかかる前金払)	24
第55条 (改築工事の契約不適合責任)	25
第56条 (国補助金制度の変更)	26
第5節 緊急時対応	26
第57条 (臨機の措置)	26
第58条 (緊急事態の指揮系統)	27
第59条 (災害・事故発生時の費用負担)	27
第6章 サービス対価の支払等	27
第60条 (サービス対価の支払)	27
第61条 (サービス対価の変更)	27
第62条 (サービス対価の支払い停止及び減額)	28
第63条 (サービス対価の返還)	28
第7章 プロフィットシェア	28
第64条 (プロフィットシェア)	28
第8章 表明保証及び誓約	28
第65条 (事業者による表明及び保証)	28
第66条 (事業者による誓約事項)	29
第67条 (事業者の株主の異動等)	30
第68条 (契約上の地位譲渡)	30

第 69 条	(事業者の兼業禁止)	31
第 9 章	責任及び損害等の分担	31
第 70 条	(責任及び損害等の分担原則)	31
第 71 条	(反対運動及び訴訟等)	32
第 72 条	(法令改正)	32
第 73 条	(法令改正による追加費用及び損害の負担)	32
第 74 条	(税制改正)	33
第 75 条	(不可抗力)	33
第 76 条	(不可抗力による追加費用及び損害の負担)	34
第 77 条	(損害賠償責任)	34
第 78 条	(第三者に及ぼした損害)	34
第 79 条	(電力供給にかかるリスク)	35
第 80 条	(流入水量又は流入水質の変動－下水道施設・農集施設)	35
第 10 章	契約の期間に伴う措置	36
第 81 条	(事業期間)	36
第 82 条	(事業者事由による解除)	36
第 83 条	(市の任意による解除、市事由による解除)	37
第 84 条	(法令改正・不可抗力による解除)	37
第 85 条	(解除に伴う改築工事の取扱い等)	37
第 86 条	(事業終了時の引継ぎ等)	38
第 87 条	(事業終了時の本件施設の確認)	39
第 88 条	(契約終了による事業者所有資産の取扱い)	39
第 89 条	(違約金)	39
第 90 条	(損失補償)	40
第 91 条	(事業終了後の解散及び債務引受)	40
第 11 章	知的財産権	40
第 92 条	(著作権の帰属)	40
第 93 条	(成果物の利用)	41
第 94 条	(著作権等の譲渡禁止)	41
第 95 条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	42
第 96 条	(第三者の知的財産権等の侵害)	42
第 97 条	(知的財産権の対象技術の使用)	42
第 12 章	雑 則	43
第 98 条	(情報管理)	43
第 99 条	(秘密保持義務)	43
第 100 条	(遅延利息)	44
第 101 条	(契約の変更)	44
第 102 条	(準拠法・管轄裁判所)	44
第 103 条	(通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等)	45
第 104 条	(疑義に関する協議)	45
別紙 1	定義集	
別紙 2	事業日程	
別紙 3	事業者等が付す保険	
別紙 4	年度実施協定 (コンサルタント業務)	

別紙 5	改築実施基本協定
別紙 6	年度実施協定（改築工事）
別紙 7	サービス対価の支払方法
別紙 8	改築工事に係るサービス対価の設定及び変更方法
別紙 9	コンサルタント業務に係るサービス対価の設定及び変更方法
別紙 10	プロフィットシェア
別紙 11	不可抗力による追加費用及び損害の負担
別紙 12	個人情報保護にかかる特記仕様書
別紙 13	情報セキュリティにかかる特約事項

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が事業契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 事業者は、本件施設が公共下水道施設、農業集落排水施設及び団地污水处理施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 市は、本事業が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、公共下水道事業、農業集落排水事業及び団地污水处理事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第3条 (事業契約等)

- 1 事業契約は、要求水準書、募集要項等及び提案書と一体の契約であり、これらはいずれも事業契約の一部を構成する。事業契約の規定に基づき、市と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも事業契約の一部を構成する。
- 2 事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書が要求水準書に優先する。
- 3 市が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以て、市が事業者の責任において行うべき本事業の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

第4条 (本事業の実施)

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 維持管理業務（処理場施設等）
 - (3) 維持管理業務（管路施設）
 - (4) 改築工事
 - (5) コンサルタント業務

- 2 事業者は、要求水準書等に従い、別紙 2（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以て、本事業を実施しなければならない。

第5条 （市の責任負担）

- 1 本事業に伴う公共下水道施設、農業集落排水施設及び団地污水处理施設の設置者としての責任は、市が負担する。
- 2 市は、処理場施設等の改築又は新たな設備の導入等を事業者と協議の上で実施することができる。この場合において、協議開始から 30 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該改築又は設備の導入等に伴って必要となる要求水準書の変更を指定するとともに、当該改築又は設備の導入等を行う。かかる改築又は新たな設備の導入等に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用（又は費用の減少）及び損害については、別紙 7（サービス対価の支払方法）の 2-2 に定めるところに従って、サービス対価の変更を行う。
- 3 前 2 項に定めるほか、市及び事業者の責任負担は要求水準書等に定めるところによる。

第6条 （資金調達）

- 1 本事業の実施に関する一切の費用は、事業契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、前項に定める資金調達にかかる金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

第7条 （公租公課の負担）

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者に生じる一切の租税を負担する。
- 2 市は、事業者に対し、事業契約の定めに従い、サービス対価にかかる消費税等の支払債務を負担する。

第8条 （契約の保証）

- 1 事業者は、事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、本事業期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) 事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 事業者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、頭書記載のサービス対価総額の1事業年度相当額（消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の10分の1の額とする。）の10分の1以上としなければならない。
- 4 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第82条（事業者事由による解除）第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 事業契約の規定に基づくサービス対価の変更又は改定により、保証の額が明らかに不相当と認められる場合、市又は事業者は、相手方に対し保証の額の増額又は減額について協議を申し入れることができる。

第2章 本事業実施の体制及び計画

第1節 本事業の体制及び計画

第9条 （本事業の体制）

- 1 事業者は、事業契約締結後速やかに、要求水準書等に基づき、統括責任者、副統括責任者、統括責任者補佐、副統括責任者補佐、その他本事業の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を通知のうえ、市の確認を受けなければならない。また、市の確認を受けた統括責任者、そ

の他本事業の実施に必要な人員等を変更したときも同様とする。

- 2 統括責任者及び副統括責任者は、事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び統括を行うほか、サービス対価の変更、請求及び受領、第23条（統括責任者等の変更）の請求の受理、第24条（監督員の変更）の請求、通知の受理並びに事業契約の解除にかかる権限を除き、事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを統括責任者又は副統括責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

第10条 （監督員）

- 1 市は、本事業を監督する監督員を置いたときは、その氏名を事業者に通知する。また、監督員を変更した場合も同様とする。
- 2 監督員は、事業契約の他の条項に定めるもの及び事業契約に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 市の下水道施設、農業集落排水施設及び団地汚水処理施設の設置者としての責任を果たす上で必要な事業者又は事業者の統括責任者若しくは副統括責任者に対する業務に関する指示。
 - (2) 事業契約、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - (3) 本事業の履行に関する事業者又は事業者の統括責任者若しくは副統括責任者との協議。
 - (4) 本事業の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
 - (5) モニタリングの実施及び通知。
- 3 事業契約に定める書面の提出は、監督員を経由して行う。この場合においては、監督員に到達した日をもって、市に到達したものとみなす。

第11条 （5 箇年事業実施計画書）

- 1 事業者は、契約締結日の翌日から30日以内に、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期5箇年事業実施計画書を策定し、市と協議の上、事業開始日の30日前までに市の承諾を得なければならない。
- 2 前項の第Ⅰ期5箇年事業実施計画書は、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間を対象とする。
- 3 事業者は、第Ⅰ期事業期間終了日より60日前までに、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅱ期5箇年事業実施計画書を策定し、市と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに市の承諾を得なければならない。

- 4 前項の第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書は、第Ⅱ期事業開始日から本事業期間の終了日までの期間を対象とする。
- 5 事業者は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書の内容等に変更が生じる場合、市に変更の申し出を行うことができる。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 6 市は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、事業者と協議するものとする。

第12条 (年間事業実施計画書)

- 1 事業者は、各事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、市の承諾を得なければならない。
- 2 年間事業実施計画書は、それぞれ、第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書、第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書に基づき策定する。
- 3 本事業の開始年度については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書の市の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、この条を適用する。
- 4 第Ⅱ期事業期間の開始年度については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書の市の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、この条を適用する。

第13条 (5 箇年修繕計画書)

- 1 事業者は、契約締結日の翌日から 30 日以内に、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書を策定し、市と協議の上、事業開始日の 30 日前までに、市の承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、第Ⅰ期事業期間終了日より 60 日前までに、第Ⅱ期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書を策定し、市と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに、市の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、ストックマネジメントにかかる計画等により、第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書で予定する定期修繕の内容等に変更が生じる場合、市に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 4 市は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、事業者と協議する。

第14条 （年間修繕計画書）

- 1 事業者は、各事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、市の承諾を得なければならない。
- 2 年間修繕計画書は、それぞれ、第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書、第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書に基づき策定する。
- 3 本事業の開始年度については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書の市の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、この条を適用する。
- 4 第Ⅱ期事業期間の開始年度については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書の市の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、この条を適用する。

第15条 （緊急時対応計画書）

- 1 事業者は、契約締結日の翌日から事業開始日の 30 日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を要求水準書等に基づき策定し、市と協議の上、事業開始日前までに市の承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂する。
- 3 事業者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに市に届出て、その承諾を得なければならない。

第16条 （事業実施計画書の修正）

- 1 市は、前 5 条に基づく事業実施計画書が不適当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、事業者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。
- 2 事業者は、市から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書について変更若しくは修正又は再提出をしなければならない。
- 3 事業者が期日までに、事業実施計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第 62 条（サービス対価の支払い停止及び減額）に定める措置を適用する。
- 4 市は正当な理由なくして、事業者が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならない。

第17条 （セルフモニタリング実施計画書）

事業者は、事業開始予定日の 90 日前までに、モニタリング基本計画書に従い、

本事業の実施に関するセルフモニタリング実施計画書案を作成して市に提出し、市と調整の上、事業開始予定日の30日前までに確定させ市の承認を受けなければならない。

第2節 必要な契約等の締結

第18条 （必要な契約の締結）

- 1 事業者は、本事業の各業務のうち、構成員外委託禁止業務を構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、構成員による構成員外委託禁止業務の実施が困難なやむを得ない事情があり、かつ当該構成員に代わって業務を実施する第三者が募集要項で定める当該業務に関する資格要件を充足していると市が認めた場合には、当該第三者が当該構成員に代わって当該構成員外委託禁止業務を事業者から受託し又は請け負うことができる。
- 2 事業者は、要求水準書等に従い、本事業の各業務に着手する日までに、当該各業務にかかる業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを市に提出する。なお、事業者は、当該業務委託請負契約において、当該業務委託請負委託契約に基づく業務の全部又は主要な部分について再委託及び下請負を禁止する規定を設けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、維持管理業務（処理場施設等）のうち汚泥・し渣搬出、運搬・処分にかかる業務については、事業者は、事業契約締結時点で市が汚泥処理業者と締結している契約の市の地位を事業開始予定日までに承継しなければならない。
- 4 事業者は、前項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせてはならず、業務委託請負先をして、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせてはならない。
- 5 事業者は、第2項に基づく業務委託請負先への委託又は請負に関する一切の責任を負い、業務委託請負先の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

第19条 （事業者による許認可等の取得等）

- 1 本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、事業者が取得して維持し、又は作成して提出する。
- 2 事業者は、本事業を実施するために必要となる許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加

費用を含む。)を負担する。ただし、その遅延が市の責めに帰すべき事由による場合には、市がその責任及び損害を負担する。

- 3 市は、事業者が市に対して書面により要請した場合、第 1 項に定める事業者による許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

- 4 事業者は、第 1 項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを市に提出する。

第20条 (保険の付保等)

- 1 事業者は、自ら又は業務委託請負先をして、別紙 3 (事業者等が付す保険) の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入し又は加入させなければならない。

- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款 (特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。)又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第 3 章 適正業務の確保

第21条 (要求水準を満たす業務の実施)

事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

第22条 (要求水準の変更)

- 1 市は、本事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、市は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。

- (1) 法令改正により本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき
- (2) 災害、事故等により、特別な本事業の業務内容が必要なとき又は本事業の業務内容を著しく変更したとき
- (3) 市の事由等により本事業の業務内容の変更が必要なとき

- 2 前項の要求水準書の変更に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担は、かかる要求水準書の変更が(1)法令改正による場合は第 73 条 (法令改正による追加費用及び損害の負担)に従い、(2)税制等が改正さ

れ又は制定されたことによる場合は第 74 条（税制改正）に従い、(3)不可抗力による場合は、第 76 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に従い、(4)前記(1)から(3)以外の場合であって、市の事由による場合は市が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担する。

3 この条に基づく要求水準書の変更により事業者の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については市の帰属とする。

4 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行う。

第23条 （統括責任者等の変更）

1 市は、統括責任者、副統括責任者、統括責任者補佐、副統括責任者補佐又は本事業の実施に必要な人員等がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、当該人員の変更を要請することができる。

2 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな当該要請にかかる人員を選出し、市に届け出なければならない。

3 事業者は、統括責任者、副統括責任者、統括責任者補佐、副統括責任者補佐又は本事業の実施に必要な人員等を変更する必要があるときは、要求水準書に定めるところに従って、当該人員を変更することができる。

第24条 （監督員の変更）

1 事業者は、監督員がその職務の執行が不適当と認められるときは、市に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果について請求を受理した日から 10 日以内に事業者に通知しなければならない。

第25条 （業務日報の作成）

事業者は、要求水準書等に基づき、業務日報を作成し、常に本件施設に備えなければならない。

第26条 （業務の報告）

事業者は、要求水準書の定めるところに従い、本事業の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成する。

(1) 事業者は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を業務日報とともに翌月 10 日までに、市に提出しなければならない。

- (2) 事業者は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を当該事業年度終了から 14 日以内に、市に提出しなければならない。

第27条 （財務情報の報告）

- 1 事業者は、各事業年度の会社法に定める計算書類、事業報告、附属明細書及び監査報告を、各事業年度の終了後 3 ヶ月以内に市に報告しなければならない。
- 2 事業者は、本事業の財務情報に関し市が必要と認めて（市の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく市に報告しなければならない。

第28条 （セルフモニタリング）

事業者は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従い、セルフモニタリングを行い、セルフモニタリング実施報告書を所定の期限までに又は市の請求に従って随時、市に提出する。

第29条 （市による実績評価）

- 1 市は、事業者からセルフモニタリング実施報告書その他の報告書が提出された場合、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、本事業の実施内容が要求水準を満たしているか否か、また、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。事業者は、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 市は、前項による他、必要と認めたときは、事業者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本事業の実施状況を確認することができ、事業者は、市の求めに応じて、市の確認に立会い、本事業の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、かかる確認に必要な協力を行う。
- 3 市は、前条（セルフモニタリング）のセルフモニタリング、第 1 項の実績評価及び前項の確認により、事業者の実施する業務につき要求水準の未達があると判断した場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書の定めに従って、事業者に対し、改善措置をとることを求めることができる。
- 4 事業者は、前項の場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書に従った改善計画の作成、改善措置の実施等を行わなければならない。

第30条 （中間総合評価の実施）

- 1 市は、第 I 期事業期間を通じた事業者の本事業の履行状況について、事業契約の継続の有無も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行

う。

- 2 市は、中間総合評価を第Ⅰ期事業期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに事業者へ通知する。
- 3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは事業契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかとなるときは、第82条（事業者事由による解除）第1項第10号の定めに従う。
- 4 中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第4章 移行期間の業務

第31条 （移行期間の業務）

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、移行期間中の業務を実施し、これを完了させなければならない。
- 2 要求水準書に従い、移行期間の延長を市が認めた場合、市は当該延長に従って事業開始予定日を変更する。ただし、かかる変更があった場合でも、本事業期間の終期は変更されない。

第32条 （統括管理業務の実施）

事業者は、事業契約締結日の翌日以降、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括管理業務を実施する。

第33条 （事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）

- 1 市及び事業者は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上確認する。この確認の方法等は、要求水準書に定めるところによる。なお、既存施設等の確認にかかる費用は、各自これを負担する。
- 2 事業者は、本事業の実施を目的として、既存施設等を使用することができる。
- 3 事業者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

第34条 （事業開始に伴う業務引継ぎ等）

- 1 市及び事業者は、各自の負担により、契約締結日の翌日から事業開始日まで、本事業の実施に必要な業務引継ぎ等を完了させる。なお、業務引継ぎ等の内

容等については、要求水準書に定めるところによる。

- 2 市は、事業者が本事業の実施に合理的に必要とし、市が保有する書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、事業者に適切に開示するものとする。
- 3 前項のほか、市は、事業者が本事業の実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うほか、市の業務委託先をして、必要な協力を行わせる。
- 4 事業者は、本事業の実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努める。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は第 1 項に規定する事業者による業務引継ぎ等を行わないことができる。
 - (1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を事業者が書面で提出し、これを市が認めたとき。
 - (2) 市が、本事業に関する事業者による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

第35条 （処理場施設等の契約不適合責任等）

- 1 処理場施設等について事業開始日時点における重大な契約不適合（当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる契約不適合であって、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び事業契約締結前に優先交渉権者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下この条において同じ。）が発見された場合、事業者は、維持管理業務（処理場施設等）に基づく修繕業務として、当該不適合の修繕を行うとともに、市に対し、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担を請求することができる。
- 2 事業者は、事業開始日以後 3 年以内（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）でなければ、第 1 項の契約不適合を理由とした追加費用及び損害の負担の請求（以下この条において「請求」という。）をすることができない。
- 3 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する追加費用及び損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、市に第 1 項の負担を求める意思を明確に告げることで行う。
- 4 事業者が契約不適合期間の内に第 1 項の契約不適合を知り、その旨を市に通知した場合において、事業者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。
- 5 市は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、契約不適合責任期間経過後に処理場施設等について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合に起因

して事業者が発生した本事業の実施に要する追加費用及び損害については一切責任を負わない。

第5章 本事業

第1節 本事業の開始条件

第36条 （本事業の開始条件）

- 1 事業者は、事業開始予定日までに次に掲げる条件を全て充足し、かかる充足を停止条件として、本事業（統括管理業務及び移行期間中の業務を除く。）を開始する。
 - (1) 第9条（本事業の体制）第1項に基づく通知を行っていること。
 - (2) 第11条（5箇年事業実施計画書）乃至第15条（緊急時対応計画書）に基づく事業実施計画書（ただし、年度の計画については初年度に限る）について市の承諾を得ていること。
 - (3) 第17条（セルフモニタリング実施計画書）に基づくセルフモニタリング実施計画書について市の承認を得ていること。
 - (4) 第18条（必要な契約の締結）第2項に従い、業務委託請負先との間で本事業の各業務に関する業務委託請負契約が締結され、当該契約書の写しが市に提出されていること、及び同条第3項に従った契約の承継が完了していること。
 - (5) 第19条（事業者による許認可等の取得等）第1項に基づく許認可等が取得されていること。
 - (6) 第20条（保険の付保等）に定める、本事業について必要となる保険の付保が完了していること。
 - (7) 第31条（移行期間の業務）に基づく業務が完了していること。
 - (8) 第33条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）第1項に基づく確認が完了していること。
 - (9) 第34条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）に基づく引継ぎ等が完了していること。
 - (10) 第66条（事業者による誓約事項）第1項に定める各書類が市に提出されていること。
 - (11) 基本協定書第4条（事業予定者の出資者）第2項に定める出資者保証書が市に提出されていること。
 - (12) 事業者が事業契約に対する重大な義務違反がないこと。
- 2 事業者が事業開始予定日までに本事業の開始条件を充足できなかった場合（た

だし、当該未充足につき事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）、市は、当該遅延期間中に市が本事業の実施に要した費用額を損害金として事業者に請求することができる。

第2節 本事業の実施

第37条 （本事業の実施）

事業者は、本事業期間中、事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、本事業を実施しなければならない。

第38条 （水質等の保証）

- 1 事業者は、本事業期間を通じ、下水道施設及び農集施設の業務において要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水汚泥含水率を確保し、これを保証するものとする。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、前項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第78条（第三者に及ぼした損害）の定めに従うものとする。
- 3 維持管理業務（処理場施設等）として実施する修繕業務について、要求水準書に基づく市と事業者の間の協議及び市の承認によって実施の対象が決定された場合、事業者は当該決定内容を理由に、第1項に基づく保証の免責は主張できないものとする。

第39条 （修繕業務の契約不適合責任）

- 1 市は、引き渡された修繕業務の目的物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて維持管理業務（処理場施設等）のサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに維持管理業務（処理場施設等）のサービス対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 修繕業務の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 市は、引き渡された修繕業務の目的物に関し、その引渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、維持管理業務（処理場施設等）のサービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の定めにかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 6 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 市が第 4 項又は第 5 項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第 10 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 市は、第 4 項又は第 5 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者又は業務委託請負先の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、修繕業務の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第40条 （事業者による施設改良等）

- 1 本事業を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところによ

り、事業者は市の承諾を得て、事業者の責任と費用により、処理場施設等について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 前項の設備を設置するときは、事業者は、必要最小限の範囲で処理場施設等に変更を加えることができる。この場合において、事業者は当該変更の内容について、事前に市に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項に基づき事業者が処理場施設等に設置した設備の所有権は、事業者に帰属する。

第 3 節 コンサルタント業務

第41条 （年度実施協定（コンサルタント業務））

- 1 事業者は、コンサルタント業務のうちストックマネジメント計画策定業務及び設計業務について、事業契約締結後遅滞なく、市との間で、別紙 9（コンサルタント業務に係るサービス対価の設定及び変更方法）に定める提案金額及び提案金額比率に関する市との合意書を作成する。
- 2 事業者は、ストックマネジメント計画策定業務及び設計業務について、要求水準書等に従ってその内容（実施回数・時期及び実施対象を含む。）を市と協議及び調整の上、当該各業務を実施する年度の 4 月 20 日まで（ただし、当該事業年度の 4 月 15 日までに当該業務にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で別紙 4（年度実施協定（コンサルタント業務））の様式による年度実施協定（コンサルタント業務）を締結する。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定（コンサルタント業務）の対象となるストックマネジメント計画策定業務及び設計業務にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定（コンサルタント業務）に定めるコンサルタント業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、事業者と協議の上、当該年度実施協定（コンサルタント業務）に規定するストックマネジメント計画策定業務及び設計業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とし、事業者は、これに異議を述べない。なお、この項に基づくストックマネジメント計画策定業務及び設計業務の調整に起因した要求水準の未達は事業者の責めに帰すべき事由によらないものとし、これに起因して事業者に発生する維持管理業務（処理場施設等）及び維持管理業務（管路施設）に要する増加費用は、市がこれを負担する。
- 4 年度実施協定（コンサルタント業務）は、事業契約の一部を構成し、事業者は、事業契約及び年度実施協定（コンサルタント業務）の規定に従って、ストックマネジメント計画策定業務及び設計業務を実施しなければならない。

第42条 （設計等）

- 1 事業者は、要求水準書等、事業実施計画書及び年度実施協定（コンサルタント業務）に従い、要求水準書に定める設計業務を実施する。
- 2 事業者は、維持管理業務（管路施設）として実施した点検、調査及び設計業務における調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。
- 3 事業者は、市に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。市は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、事業者に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 4 事業者は、年度実施協定（コンサルタント業務）の別表に定める部分ごとに、要求水準書等に基づく設計の完了後又はその他市が必要と認めた場合、速やかに、設計図書その他の要求水準書等が定める書類を市に提出して市の確認を受けなければならない。
- 5 市は、事業者から提出された設計図書が、法令、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して求めることができる。この場合、事業者は、速やかに当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を市に提出し、市の確認を受ける。
- 6 市は、前 2 項に基づき事業者から提出された設計図書を確認した結果、適当と認めた場合は、当該設計図書を承認する旨を事業者に通知する。
- 7 市は、設計図書の内容の承認の通知のみを理由として、事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 8 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、市の指示の不備・誤り、その他の市の責めに帰すべき理由による場合は、市は、当該是正に起因して事業者が発生する設計業務に要する追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が当該要求水準書等の記載が不適当であること又は市の指示に不備・誤りがあることを知りながら市に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

第43条 （成果物の契約不適合責任）

- 1 市は、市の確認を得たコンサルタント業務の成果物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、事業者に対し、当該成果物の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないとき

は、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第 1 項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価 D（サービス対価 D-1、D-2 及び D-3 の総称をいう。以下同じ。）の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価 D の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 市は、提出された成果物に関し、市の承認（以下この条において単に「承認」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価 D の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 6 市が第 4 項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第 9 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 7 市は、第 4 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 8 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

- 9 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 10 市は、成果物の確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 11 承認された成果物の契約不適合が要求水準書及び募集要項等の記載内容、市の

指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第4節 改築工事

第44条 （改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事））

- 1 事業者は、改築工事について、事業契約締結後遅滞なく、市との間で、別紙 8（改築工事にかかるサービス対価の設定及び変更方法）に定める提案金額比率に関する合意書を作成する。
- 2 事業者は、市と事業者の間で締結されたある事業年度の年度実施協定（コンサルタント業務）に基づき管路施設のストックマネジメント計画策定が完了した場合、当該ストックマネジメント計画に基づき予定される期間の管路施設の改築工事について、当該策定の翌事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で、別紙 5（改築実施基本協定）の様式による改築実施基本協定を締結する。なお、事業契約に基づく1回目の管路施設にかかるストックマネジメント計画策定前に、詳細設計が完了している管路施設の改築工事については、改築実施基本協定の締結を要さない。
- 3 事業者は、各事業年度の単年度対象改築工事について、その内容を市と協議及び調整の上、当該事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで。また本事業期間の最初の事業年度については事業契約締結後遅滞なく。）に、市との間で別紙 6（年度実施協定（改築工事））の様式による年度実施協定（改築工事）を締結する。かかる年度実施協定（改築工事）において定める単年度対象改築工事に要する費用は、当該単年度対象改築工事の官積算額に提案金額比率を乗じた金額としなければならない。ただし、事業契約に従って年度実施協定（改築工事）を変更する場合はこの限りではない。
- 4 前項の規定にかかわらず、年度実施協定（改築工事）の対象となる事業年度における、管路施設の改築にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定（改築工事）に定める単年度対象改築工事に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、改築実施基本協定の内容にかかわらず、事業者と協議の上、当該年度実施協定（改築工事）に規定する単年度対象改築工事の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせて変更（翌事業年度以降に予定した改築工事の前倒し及び当該事業年度の単年度対象改築工事の一部の実施延期を含む。）

し、事業者は、これに異議を述べない。

- 5 前項に基づく単年度対象改築工事の内容の調整に起因した要求水準の未達は事業者の責めに帰すべき事由によらないものとし、当該これらに起因して事業者に発生する維持管理業務（管路施設）に要する増加費用は、市がこれを負担する。

- 6 改築実施基本協定及び年度実施協定（改築工事）は、事業契約の一部を構成し、事業者は、事業契約第 45 条（市による申請等）乃至第 56 条（国補助金制度の変更）並びに改築実施基本協定及び年度実施協定（改築工事）の規定に従って、単年度対象改築工事を実施しなければならない。

第45条 （市による申請等）

管路施設の改築工事に当たって市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、事業者は、書類作成及び手続等について、管路施設の改築工事にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

第46条 （下請負者の健康保険等加入義務等）

- 1 事業者は、改築工事にかかる業務委託請負先をして、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負者としてはならない。

- (1) 健康保険法第 48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第 7 条の規定による届出

- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、改築工事にかかる業務委託請負先をして、次の各号に掲げる下請負者の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負者とさせることができる。

- (1) 当該業務委託請負先と直接下請契約を締結する下請負者で次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合

ロ 市の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下この項において「確認書類」という。）を、事業者が市に提出した場合

- (2) 前号に掲げる下請負者以外の下請負者で次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合

ロ 市の指定する期間内に、事業者が当該確認書類を市に提出した場合

- 3 事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負者である場

合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、市の請求に基づき、違約罰として、改築工事にかかる業務委託請負先が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 事業者は、下請負者が受任又は請負にかかる工事の施工に際し、改築工事にかかる業務委託請負先をして、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負者の育成に努めさせなければならない。

第47条 （工事の中止）

市は、必要があると認める場合、事業者に対し、単年度対象改築工事として実施する管路施設の改築工事にかかる工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

第48条 （工期の変更）

- 1 事業者は、単年度対象改築工事として実施する管路施設の改築工事について、年度実施協定（改築工事）に定められた完成期限（この条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに市に報告する。
- 2 事業者が特定法令改正又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市及び事業者は、協議により新しい工期を定める。市は、かかる協議に当たっては、事業者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、事業者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定め、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築工事に生じた追加費用及び損害の負担については、第49条（単年度対象改築工事にかかる追加費用）に定めるところに従う。

第49条 （単年度対象改築工事にかかる追加費用）

- 1 年度実施協定（改築工事）の締結後に当該年度実施協定（改築工事）に基づく単年度対象改築工事について事業者が追加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、事業者は、直ちに市に報告する。
- 2 年度実施協定（改築工事）の締結後に、設計業務の段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により当該年度実施協定（改築工事）に基づく単年度対象改築工事について事業者が追加費用及び損害が生じた場合、市は、事業者と協議のうえ、改築実施基本協定及び当該年度実施協定（改築工

事)に規定された単年度対象改築工事の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定(改築工事)を変更する。

- 3 年度実施協定(改築工事)の締結後に、市の責めに帰すべき事由(市が単年度対象改築工事について設計変更を求めた場合を含む。)により当該年度実施協定(改築工事)に基づく単年度対象改築工事について事業者追加費用及び損害が生じた場合、市は、事業者と協議の上、当該年度実施協定(改築工事)に定める単年度対象改築工事に要する費用を増額変更するとともに、当該追加費用及び損害相当額を、年度実施協定(改築工事)に基づく当該単年度対象改築工事にかかるサービス対価の支払期限までに事業者支払う。
- 4 年度実施協定(改築工事)の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定(改築工事)に基づく単年度対象改築工事について事業者追加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める場合(ただし、同項第8号は除く。)を除き、当該追加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度実施協定(改築工事)の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築工事にかかる費用が著しく増加した場合には、日進市公共工事請負契約約款(令和8年4月1日改正)第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定(改築工事)に基づく当該単年度対象改築工事にかかるサービス対価の支払期限までに事業者支払う。
- 6 年度実施協定(改築工事)の締結後に、事業者の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定(改築工事)に基づく単年度対象改築工事について事業者追加費用及び損害が生じた場合、当該追加費用及び損害は事業者負担する。
- 7 第2項乃至第6項に定める場合及び第71条(反対運動及び訴訟等)に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築工事に関連して事業者追加費用若しくは損害が生じた場合、市は、事業者と協議の上、単年度対象改築工事の見直し並びに事業者の追加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定(改築工事)を変更する。
- 8 第2項乃至第7項に基づく単年度対象改築工事の追加費用の算定にあたっては、別紙8(改築工事に係るサービス対価の設定及び変更方法)に基づき合意書が作成された提案金額比率に基づいて算出し、市は、当該各項に基づく協議に当たっては、事業者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、事業者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第50条 (単年度対象改築工事にかかる費用の減少)

理由の如何を問わず、単年度対象改築工事に要する費用が年度実施協定(改築

工事)に定める費用を下回る場合には、市は、事業者と協議の上、サービス対価の減額又は当該差額相当額をもって行う改築工事を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定(改築工事)を変更し、事業者はこれに異議を述べない。

第51条 (事業者による検査及び市への引渡し)

- 1 事業者は、改築工事について要求水準書の定めるところに従って検査を実施し、当該改築工事の完成を確認した場合には、その旨及び当該改築工事の目的物の引渡しを市に通知しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による通知を受けた日から14日以内に、当該改築工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。
- 3 市は、前項の検査によって改築工事の完成を確認した日をもって当該改築工事の目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 事業者は、改築工事が第2項の検査に合格しないときは、工事手直し指示書の定めるところにより、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築工事」とあるのは、「修補」と読み替える。

第52条 (改築工事の目的物にかかる所有権)

単年度対象改築工事として実施する管路施設の改築工事の目的物は、第51条(事業者による検査及び市への引渡し)に基づく市への引渡しをもって市の所有に属する。

第53条 (市による改築工事の対価の支払い)

- 1 事業者は、いずれかの改築工事について第51条(事業者による検査及び市への引渡し)第2項(同条第5項の規定により適用される場合を含む。第4項において同じ。)の検査に合格したときは、年度実施協定(改築工事)に定める当該改築工事のサービス対価の支払いを市に対して請求することができる。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に年度実施協定(改築工事)に定める当該改築工事のサービス対価を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により第51条(事業者による検査及び市への引渡し)第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日

において満了したものとみなす。

- 4 年度実施協定（改築工事）において完成期限が当該事業年度中とされていた改築工事につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、事業者は、当該改築工事に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに市に提出する。

第54条 （改築工事にかかる前払金）

- 1 事業者は、以下の条件を満たした場合、個別の単年度対象改築工事について、当該単年度対象改築工事のサービス対価 E に対応する金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を市に請求することができる。
 - (1) 当該単年度対象改築工事について、当該改築工事の内容及び対応するサービス対価 E の金額を定めた市の指定する様式の個別合意書が市と事業者の間で締結されていること。
 - (2) 事業者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、第 1 号に基づく個別合意書に定める事業年度末を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託していること。
 - (3) 事業者は、前払金の対象となる改築工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならず、また、かかる現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当できる額は、前払金の 100 分の 25 以内とする。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 事業者は、サービス対価 E が著しく増額された場合においては、その増額後の当該個別の単年度対象改築工事のサービス対価 E の金額の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。
- 4 事業者は、サービス対価 E が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該個別の単年度対象改築工事のサービス対価 E の 10 分の 5 を超えるときは、事後事業者は、サービス対価 E が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と事業者で協議して返還すべき超過額

を定める。ただし、サービス対価 E が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

- 6 市は、事業者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を乗じて 計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第55条 （改築工事の契約不適合責任）

- 1 市は、引き渡された改築工事の工事目的物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて改築工事のサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに改築工事のサービス対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 市は、引き渡された改築工事に関し、第 51 条（事業者による検査及び市への引渡し）第 3 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、改築工事のサービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げる

ことで行う。

- 6 市が第 4 項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第 9 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 市は、第 4 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が事業者又は業務委託請負先の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第56条 （国補助金制度の変更）

国補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上事業契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第 5 節 緊急時対応

第57条 （臨機の措置）

- 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じる。この場合において、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、事業者は当該措置の内容を、市に直ちに通知する。
- 3 市は、災害防止その他の業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置を講じるよう請求することができる。
- 4 事業者が、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、要求水準書に定める本事業の範囲外であると認められる部分については、市がこれを負担するものとし、その額は、市と事業者の協議の上で定める。

第58条 （緊急事態の指揮系統）

- 1 市は、災害・事故等の緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本事業の実施に市の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括責任者又は副統括責任者にその旨を通知する。なおこの項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知する。
- 2 事業者は、前項の通知を受けたときは、統括責任者又は副統括責任者は監督員又はその他の市の職員の直接の指揮監督に服し、事業者の従事者等は、統括責任者又は副統括責任者を通じ、監督員又はその他の市の職員の指示に従わなければならない。
- 3 他の下水道事業体又はその関連団体等から、市に対して災害・事故その他の不可抗力の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、市は、統括責任者又は副統括責任者を通じて事業者に対該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、事業者は、実務上可能な範囲で、市の指示に従わなければならない。

第59条 （災害・事故発生時の費用負担）

市は、前条（緊急事態の指揮系統）第 2 項の規定に従い、統括責任者、副統括責任者及び事業者の従事者等が市の指示に従ったことにより、要求水準書等に従った事業者の業務に追加して生じた業務の費用は市の負担とし、その額及び支払方法等は、市と事業者の協議の上で定める。

第 6 章 サービス対価の支払等

第60条 （サービス対価の支払）

市は、事業者による本事業の実施に要する費用を、別紙 7（サービス対価の支払方法）、別紙 8（改築工事に係るサービス対価の設定及び変更方法）及び別紙 9（コンサルタント業務に係るサービス対価の設定及び変更方法）の定めに基づき、サービス対価として事業者に支払う。

第61条 （サービス対価の変更）

- 1 前条の定めにかかわらず、サービス対価の支払額は、別紙 7（サービス対価の支払方法）、別紙 8（改築工事に係るサービス対価の設定及び変更方法）及び別紙 9（コンサルタント業務に係るサービス対価の設定及び変更方法）に定めるところに従い変更される。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約の規定に従い市が事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する場合において、市は、当該追加費用

及び損害の事業者への直接支払又はサービス対価の増額変更のいずれかを選択することができる。

- 3 前項の規定に基づきサービス対価の増額変更を行う場合、市及び事業者は、協議によりこれを定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が調わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

第62条 (サービス対価の支払い停止及び減額)

第 60 条 (サービス対価の支払) の定めにかかわらず、サービス対価の支払は、要求水準書別紙 5 に定めるところに従い停止又は減額される。

第63条 (サービス対価の返還)

サービス対価の支払後に、事業者が市に提出した当該サービス対価の支払の前提となる報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、事業者は市に対して、当該虚偽記載がなければ市が減額し得たサービス対価の相当額を返還しなければならない。

第 7 章 プロフィットシェア

第64条 (プロフィットシェア)

市は、別紙 10 (プロフィットシェア) の定めに従い、本事業に要する費用の減少について、サービス対価を減額することができる。

第 8 章 表明保証及び誓約

第65条 (事業者による表明及び保証)

- 1 事業者は、事業契約の締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。
- (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
 - (2) 事業者は、事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、事業契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
 - (3) 事業者が事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。

- (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は事業契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- (5) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円¹であること。
- (8) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会及び監査役に関する定めがあること。
- (9) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めがあること。

第66条 （事業者による誓約事項）

- 1 事業者は、事業契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを市に対して提出し、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを市に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書
 - (3) 印鑑証明書
- 2 事業者は、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、法令等及び事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、事業契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (4) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用さ

¹ 事業提案書に基づき記載する。

れる全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。

- (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
- (6) 事業者は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準備金の合計額を●円以上²に維持すること。
- (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会及び監査役に関する定めを置くこと。
- (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。

3 事業者は、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、市の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
- (2) 議決権付株式の発行
- (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第67条 （事業者の株主の異動等）

- 1 事業者は、事業者の株主に異動等があり、株主名簿の記載が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付き写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。
- 2 事業者は、事業者の株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにその状態を解消しなければならない。
 - (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
 - (2) 出資者保証書に違反して、市の承認を得ることなく事業者の株式について処分を行ったこと。

第68条 （契約上の地位譲渡）

事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、市の事前の書面による承諾なくして、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の

² 事業提案書に基づき記載する。

契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

第69条 （事業者の兼業禁止）

- 1 事業者は、市の事前の書面による承諾なくして、本事業にかかる業務以外の業務を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、本事業期間中、次の各号に掲げる業務を実施することができる。ただし、第 1 号に定める事業を実施する場合には、市の事前の承認を得なければならない。
 - (1) 市の他の公共施設における包括管理業務
 - (2) 愛知県内の他の市町村等が事業主体である下水道事業並びにこれらに類似する事業に関する業務
- 3 事業者は、前項第 2 号に定める事業に関連して、愛知県内の他の市町村等から協議を求められた場合、誠実に対応しなければならない。
- 4 事業者は、第 2 項に定める事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は事業者の責任で行う。
- 5 第 2 項に定める事業にかかる一切の費用及び損害並びに当該事業に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は全て事業者の負担とし、理由の如何を問わず、市はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

第 9 章 責任及び損害等の分担

第70条 （責任及び損害等の分担原則）

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責任を負い、本事業において事業者が生じた追加費用の発生その他損害又は損失については、全て事業者が負担し、市はこれについて何ら責任を負担しない。
- 2 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する市による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる事業契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。
- 3 事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。
- 4 事業契約に別段の定めがある場合を除き、法令等に従って市が実施義務を負う

事業の実施に関して市の故意又は重大な過失（なお、法令改正自体はこれに該当しない。）に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、市がこれを負担する。

第71条 （反対運動及び訴訟等）

市が設定した条件に直接起因した近隣住民等の本事業に対する反対運動又は訴訟等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は本件施設に物理的な破損等が発生した場合、かかる事象に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、市がこれを負担する。

第72条 （法令改正）

- 1 事業契約の締結後に法令改正により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 事業者の本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生するとき。
- 2 前項の場合において、市は、事業者に対し、法令改正による本事業への影響を調査するため、必要な資料（法令改正に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、市は法令改正により履行困難となった事業者の事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、事業者及び市は、当該法令改正の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市及び事業者は、法令改正通知があった場合又は市が自ら法令改正が発生していると認識した場合、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該法令改正に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から 60 日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、市が法令改正に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業の実施を継続するものとする。

第73条 （法令改正による追加費用及び損害の負担）

第 49 条（単年度対象改築工事にかかる追加費用）その他事業契約で別途定める場合を除き、法令改正に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費

用及び損害は、事業者の負担とする。ただし、特定法令改正により、事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、市の負担とする。

第74条 （税制改正）

- 1 事業契約の締結後に本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「税制改正通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
- 2 前条（法令改正による追加費用及び損害の負担）の定めにかかわらず、市及び事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いを原則として、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。
 - (1) 事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、事業者の負担とする。
 - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、市の負担とする。
- 3 前各項の定めにかかわらず、サービス対価にかかる消費税等の税率変更による追加費用については市の負担とする。

第75条 （不可抗力）

- 1 事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、事業者は、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「不可抗力通知」という。）をもって、市に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、事業者は自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに市に報告することで足りる。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生したとき。
- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、市は、事業者に対し必要な対応を指示することができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 第1項の場合において、市は事業者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料（不可抗力に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、市は、不可抗力により履行困難となった事業者の事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力

により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 4 市及び事業者は、不可抗力通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要な要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該不可抗力に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。
- 5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業の実施を継続するものとする。
- 6 事業開始日以降、不可抗力通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び事業者は、協議の上、本件施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力する。

第76条 (不可抗力による追加費用及び損害の負担)

- 1 不可抗力に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、第 49 条（単年度対象改築工事にかかる追加費用）、第 59 条（災害・事故発生時の費用負担）、その他事業契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、別紙 11（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従い、当該追加費用及び損害を負担する。
- 2 前項の定めにかかわらず、不可抗力によって本件施設又は本事業用地が毀損した場合、本件施設又は本事業用地の修補その他の原状回復に必要な措置は、市が自らの費用負担において行う。この場合、事業者は、市の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。

第77条 (損害賠償責任)

- 1 市及び事業者は、相手方が事業契約に定める義務に違反したことにより自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が本件施設において自ら実施する業務に起因して、市の責めに帰すべき事由により本件施設を損傷した場合には、当該損傷の復旧は市がその責任と費用負担において行う。
- 3 事業者以外に本件施設について市の業務を市から請け負い又は受託した者の責めに帰すべき事由は、前項において市の責めに帰すべき事由とみなす。

第78条 (第三者に及ぼした損害)

- 1 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその

状況を市に報告する。

- 2 事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 3 市が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 4 市は、第 1 項の損害が市の責めに帰すべき事由により生じた場合又は本件施設の存在そのものに起因して（ただし、改築工事部分の構造に起因するものを除く。）近隣住民等に生じた場合は、市がその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、本事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。
- 6 本事業の実施に関し第三者との間に紛争が生じた場合においては、市及び事業者が協力してその処理解決にあたる。

第79条 （電力供給にかかるリスク）

本事業期間中の処理場施設等に対する電力の供給停止又は供給能力の低下であって、当該施設にかかるバックアップ機能によっても対応できないと認められるものに起因して、事業者の本事業に関する追加費用が発生したときは、市は、当該追加費用を負担する。

第80条 （流入水量又は流入水質の変動一下水道施設・農集施設）

- 1 市は、以下の場合に限り、下水道施設及び農集施設の流入水の水量又は水質の本事業期間中の変動に起因して事業者が発生する本事業の実施に関し直接発生した追加費用（当該追加費用以外の損害は事業者の負担とする。）を負担する。なお、以下の場合において、下水道施設又は農集施設に追加の設備投資が必要となる場合、当該設備投資は市の責任及び費用負担において行う。
 - (1) 下水道施設及び農集施設における流入水の水量又は水質の変動が恒常化し、追加の設備投資が必要と市が合理的に認める場合
- 2 前項の定めにかかわらず、本事業期間中の下水道施設及び農集施設の流入水の水量又は水質の変動が、法令改正又は不可抗力に起因する場合、これに起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、第 73 条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第 76 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従う。

第 10 章 契約の期間に伴う措置

第81条 （事業期間）

事業契約に基づく本事業の実施期間は、事業契約締結日から本事業期間の満了日又は事業契約の全部が解除された日までの期間とする。

第82条 （事業者事由による解除）

- 1 事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、市は、事業者に対して書面により通知した上で、事業契約を解除することができる。
 - (1) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (2) 事業者が事業契約に基づいて市に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (3) 要求水準書別紙 5 に定める解除事由が発生したとき。
 - (4) 構成員が基本協定書第 9 条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）第 1 項各号又は同第 10 条（暴力団排除にかかる事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (5) 事業者が日進市公共工事請負契約約款（令和 6 年 4 月 1 日改正）第 46 条（暴力団等排除に係る解除）各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 事業者が、正当な理由なく、事業開始予定日から 30 日が経過しても本事業の履行を開始しないとき又はその見込がないと明らかに認められるとき。
 - (7) 事業者について、本事業の実施に必要となる許認可等が終了し又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業を継続的に実施することが困難であると市が合理的に認めたとき。
 - (8) 本事業期間終了前に、事業者がその債務の履行を拒否し、又は、事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
 - (9) 事業者が、第 83 条（市に任意による解除、市事由による解除）第 2 項及び第 84 条（法令改正・不可抗力による解除）の規定によらないで事業契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 第 30 条（中間総合評価の実施）第 3 項に該当するとき。
 - (11) 事業者の株式について第 67 条（事業者の株式の異動等）に違反した状態が合理的期間内に解消されなかったとき。
 - (12) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が事業契約に違反し（ただし、市から 30 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は事業

契約の履行が不能となった場合に限る。) 、その違反により事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が事業契約を解除した場合は、前項第 8 号に該当する場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

第83条 (市の任意による解除、市事由による解除)

1 市は、本件施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、事業契約を解除することができる。

2 市の責めに帰すべき事由により、市が事業契約上の市の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 30 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を市に送付することにより、事業契約を解除することができる。

第84条 (法令改正・不可抗力による解除)

事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、本事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合には、市は、事業者と協議の上、事業契約を解除することができる。

第85条 (解除に伴う改築工事の取扱い等)

1 解除事由の如何を問わず、事業契約が解除された場合において、当該解除日において、市への引渡しが完了していない改築工事の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取る。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分にかかる改築工事に関し市が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とする。

2 前項の場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

3 第 1 項の定めにかかわらず、第 82 条（事業者事由による解除）の規定により事

業契約が解除された場合において、第 1 項に定める出来形部分を原状回復することが社会通念上合理的であって市が請求したときには、事業者は、当該出来形部分にかかる本件施設及び本事業用地を原状回復の上、市に返還しなければならない。

- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、市は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 5 解除事由の如何を問わず、事業契約が解除された場合において、市は、当該解除時点における履行済みの本事業（改築工事を除く。）に対応したサービス対価の未払額について、解除後遅滞なく事業者を支払う。
- 6 市は、第 1 項及び前項の支払をする場合、事業者が自ら付保し又は業務委託請負先をして付保させた保険に基づき保険金を受領する場合には、当該保険金額を市からの支払額から控除することができる。

第86条 （事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、本事業期間の終了日までに、事業者の責任と費用により、市又は市の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継ぎ、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行う。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する事業者による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。
 - (1) 事業者が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを市が認めたとき。
 - (2) 市が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。
- 3 事業者が正当な理由なく第 1 項の規定に違反したときは、事業者は市に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、市の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等にかかる費用とする。ただし、頭書記載のサービス対価総額の 1 事業年度相当額（消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の 10 分の 1 の額とする。）の 10 分の 1（ただし、第 8 条第 5 項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）を上限とする。
- 4 第 1 項に定める事業者による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、市と事業者の協議により定める。
- 5 理由の如何を問わず、事業契約が解除により終了した場合の業務引継ぎ等については、第 1 項の「本事業期間の終了日」を「市が定める期日」と読み替えて前各項を適用する。

第87条 （事業終了時の本件施設の確認）

- 1 市及び事業者は、本事業期間の満了又は事業契約の解除による終了に際して、要求水準書に従って既存施設等（本事業期間中に既存施設等が追加又は変更された場合、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認を行う。なお、既存施設等の確認にかかる費用は、各自の負担とする。
- 2 前項に定める既存施設等の確認は、本事業期間満了による契約終了のときは、本事業期間終了日までに完了し、契約解除に伴う契約終了のときは、市及び事業者が協議の上、確認時期・期間等について定める。
- 3 前 2 項による確認の結果、既存施設等に契約不適合があるときは、市は事業者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 4 市は、前項にかかわらず、事業契約の終了より 2 年以内に、既存施設等に契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができる。ただし、当該契約不適合が、事業契約終了後に市又は既存施設等について市から業務を受託した者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではない。

第88条 （契約終了による事業者所有資産の取扱い）

- 1 本事業期間の満了又は事業契約の解除による終了に際して、事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、第 40 条（事業者による施設改良等）に基づき事業者が設置した設備の譲渡を市が要求し、事業者がこれに承諾した場合は、市は当該設備の所有権を取得することができる。
- 2 前項ただし書きに基づき、事業者が設置した設備が市に譲渡される場合には、市は事業者に対して要求水準書に定める清算金を支払う。

第89条 （違約金）

- 1 第 90 条（事業者事由による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、事業者は、頭書記載のサービス対価総額の 1 事業年度相当額（消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の 10 分の 1 の額とする。）の 10 分の 1（ただし、第 8 条（契約の保証）第 5 項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）に相当する金額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して市が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第 86 条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎ先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して市が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。

- 3 第1項の場合（ただし、第82条（事業者事由による解除）第1項第4号及び第5号の場合を除く。）において、第8条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第90条 （損失補償）

- 1 第83条（市の任意による解除、市事由による解除）第1項の規定により事業契約が解除された場合には、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。
- 2 第84条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して市又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第73条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第76条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に基づき市の負担となる費用並びに当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用については市の負担とする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、事業契約が解除された場合の事業者の保有資産の取扱いとは第88条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定により、同規定による買取対価の支払のほかに、市は、事業者の保有資産について事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しない。

第91条 （事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、本事業期間終了時点においてもなお事業者が事業契約に基づく金銭債務を負担すると市が合理的に認める場合には、市の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、本事業期間終了後、事業者が事業契約に基づき負担する債務は第87条（事業終了時の本件施設の確認）第3項及び第4項に基づく債務のみであると市が合理的に認める場合には、60日前までに市に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、市は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第11章 知的財産権

第92条 （著作権の帰属）

市が、本事業の募集段階において又は事業契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）について、著

作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下本章において「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、市に帰属する。

第93条 （成果物の利用）

- 1 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、事業契約の終了後も存続する。
- 2 市の指定する者に対して本件施設について新たに本事業の全部又は一部と同等の業務が委託される場合、前項の利用の権利及び権限は、事業契約終了後、市の指定する者にも付与される。
- 3 成果物及び本件施設のうち著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものにかかる著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 4 事業者は、市（第2項における市の指定する者を含む。）が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は市が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 事業契約の終了後に、本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 5 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第94条 （著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本件施設にかかる著作者の権

利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、市の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第95条 （第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、成果物及び本件施設（事業者が改築を行った部分に限る。以下この条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、成果物又は本件施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。なお、この項の規定は事業契約の終了後も存続する。

第96条 （第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと並びに事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを市に対して保証する。
- 2 事業者が事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し又は事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し又は市が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する工事材料、施工方法又は保守管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、この項の規定は事業契約の終了後も存続する。

第97条 （知的財産権の対象技術の使用）

- 1 事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等（以下この条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。
- 2 事業者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合、市及び市が指定する者に対し、事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。
- 3 事業者は、第三者（事業者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産

権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合であって、当該知的財産権対象技術のうち市が指定したものについては、当該第三者をして、市及び市が指定する者に対し、事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、事業契約終了日において事業者が当該第三者に対して当該技術の利用にかかる対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（市が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が事業者の株主以外の第三者である場合には、事業者は、当該第三者をして、当該技術の利用を無償（ただし、市が別途認める場合は有償。）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りる。

第 12 章 雑 則

第98条 （情報管理）

- 1 事業者は、本事業期間中及び事業契約の終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び日進市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年日進市条例第 27 号）その他の法令並びに別紙 12（個人情報保護にかかる特記仕様書）に従わなければならない。
- 2 前項のほか、事業者は、本事業の実施に関する情報機器の使用にあたっては、「日進市情報セキュリティポリシー」及び別紙 13（情報セキュリティにかかる特約事項）を遵守しなければならない。

第99条 （秘密保持義務）

- 1 市及び事業者は、事業契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、第三者に開示してはならず、事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合に限り、秘密情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある市又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計

士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

- (2) 当該情報を知る必要のある構成員、業務委託請負先又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

- 3 この条の規定は、市及び事業者による事業契約の完全な履行又は事業契約の終了後においても、なお効力を有する。

第100条 （遅延利息）

- 1 市又は事業者が、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、履行期日の翌日時点における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 市は、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第101条 （契約の変更）

- 1 事業契約は、市及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。
- 2 市及び事業者は、令和 11 年●月末及び令和 16 年●月末までに、当該時点までに実施した本事業の内容を踏まえ、本事業における官民の最適な役割分担による本事業の最適化を目的として、それぞれ翌事業年度以降の本事業期間における要求水準書等の変更につき協議を開始する。
- 3 前項に基づく協議において、市が本事業の最適化に資すると合理的に判断した場合には、市及び事業者は、適用法令上可能な範囲において要求水準書等の変更にかかる合意書を締結する。

第102条 （準拠法・管轄裁判所）

- 1 事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

- 2 事業契約に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第103条 （通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

- 1 事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。市及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び事業者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、既に行った請求等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 市及び事業者は、事業契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。
- 4 事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 5 事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 6 事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 7 事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第104条 （疑義に関する協議）

要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

別紙 1
定義集

- (1) 「移行期間」とは、事業契約締結日の翌日から令和 9 年 6 月 30 日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理業務（管路施設）」とは、管路施設及び宅内排水設備に関する要求水準書第 3 章に定める業務（ただし、改築工事を除く。）を個別に又は総称していう。
- (3) 「維持管理業務（処理場施設等）」とは、処理場施設等に関する要求水準書第 3 章に定める業務を個別に又は総称していう。
- (4) 「応募グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- (5) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）をいう。
- (6) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (7) 「改築」とは、計画的な更新、長寿命化対策の総称をいう。
- (8) 「改築工事」とは、管路施設に関する要求水準書第 3 章 3-8-4 に定める汚水管路改築工事をいう。
- (9) 「改築実施基本協定」とは、第 44 条（改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事））第 1 項の規定に基づき、年度実施協定（コンサルタント業務）に基づき作成された管路施設にかかるストックマネジメント計画上予定される期間中に実施される改築工事に関して締結される別紙 5（改築実施基本協定）の様式による協定をいう。
- (10) 「監督員」とは、本事業について市の権限を行使する者として第 10 条（監督員）第 1 項に基づき市が指定した者をいう。
- (11) 「管路施設」とは、要求水準書の表 1-4、表 1-5 及び表 1-6 において特定される管路施設をいう。
- (12) 「管路施設用地」とは、各事業年度においてコンサルタント業務のうち設計業務の対象となる管路の布設された用地をいう。
- (13) 「既存施設等」とは、処理場施設等及び附属設備並びに処理場施設等内の市の所有にかかる消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- (14) 「基本協定書」とは、市と代表企業及びその他の構成員との間で令和 9 年●月●日付けで締結された日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）基本協定書をいう。
- (15) 「業務委託請負先」とは、本事業にかかる各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成員その他第三者をいう。
- (16) 「業務委託請負契約」とは、事業者及び業務委託請負先との間で締結される本事業にかかる各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又

はこれらに替わる覚書等をいう。

- (17) 「許認可等」とは、許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは適用法令上必要な届出又は報告をいう。
- (18) 「緊急時対応計画書」とは、本事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- (19) 「国補助金」とは、下水道法第34条に基づき国から市に対し支給される補助金をいう。
- (20) 「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。
- (21) 「下水道施設」とは、要求水準書の表1-1及び同別紙2において特定される下水道施設をいう。
- (22) 「下水道法」とは、下水道法（昭和33年法律第79号。その後の改正を含む。）をいう。
- (23) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）をいう。
- (24) 「建設業法」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (25) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）をいう。
- (26) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）をいう。
- (27) 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、対象施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
- (28) 「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいい、事業契約締結時点では【代表企業名】、【構成員名】及び【構成員名】をいう。
- (29) 「構成員外委託禁止業務」とは、統括管理業務、維持管理業務（処理場施設等）のうち下水道施設及び農集施設の運転管理操作業務、維持管理業務（管路施設）のうち日常的維持管理業務及び計画的維持管理業務、改築工事並びにコンサルタント業務を個別に又は総称していう。
- (30) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）をいう。
- (31) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）をいう。
- (32) 「コンサルタント業務」とは、要求水準書第4章に定める業務をいう。
- (33) 「サービス対価」とは、事業契約の定めに従い、事業者による本事業の実施の対価として、市が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
- (34) 「事業開始日」とは、第36条（本事業の開始条件）第1項各号の条件を全て充足した日の翌日又は事業開始予定日のいずれか遅い日をいう。
- (35) 「事業開始予定日」とは、令和9年7月1日（ただし、要求水準書の定めるところにより市が移行期間の延長を承諾した場合には、当該延長後の日）をいう。
- (36) 「事業契約」とは、この契約をいう。

- (37) 「事業実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年事業計画書、年間事業実施計画書、第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。
- (38) 「事業者」とは、事業契約冒頭に定義されるものをいう。
- (39) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、事業契約締結年度にあつては、事業契約の締結日の翌日から次に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (40) 「社会保険等未加入建設業者」とは、第 46 条（下請負者の健康保険等加入義務等）第 1 項に定義する意味を有する。
- (41) 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為をいう。
- (42) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (43) 「処理場施設等」とは、下水道施設、農集施設及び団地汚水処理施設を個別に又は総称していう。
- (44) 「ストックマネジメント計画策定業務」とは、コンサルタント業務のうち、ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）及びストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）にかかる業務をいう。
- (45) 「成果物」とは、事業実施計画書、設計図書、完成図書及びその他事業者が事業契約に基づき又は市の請求により作成した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (46) 「設計」とは、設計図書（工事の実施のために必要な図面。現寸図その他これに類するものを除く。）を作成することをいう。
- (47) 「設計業務」とは、コンサルタント業務のうち、管路施設の改築実施設計にかかる業務をいう。
- (48) 「設計図書」とは、第 42 条（設計等）の定めに従って市の確認が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。
- (49) 「第Ⅰ期事業期間」とは、本事業期間のうち、事業開始日から令和 14 年 6 月 30 日までをいう。
- (50) 「第Ⅰ期 5 箇年事業実施計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における事業実施計画をいう。
- (51) 「第Ⅰ期5箇年修繕計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における定期修繕計画をいう。
- (52) 「第Ⅱ期事業期間」とは、本事業期間のうち、令和14年7月1日から令和19年6月30日までをいう。
- (53) 「第Ⅱ期5箇年事業実施計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における事業実施計画をいう。
- (54) 「第Ⅱ期5箇年修繕計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における定期修繕計画をいう。

- (55) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成員のうち、落札者を代表して応募手続を行う企業である【代表企業名】をいう。
- (56) 「団地污水处理施設」とは、要求水準書の表 1-3 及び同別紙 4 において特定される団地污水处理施設をいう。
- (57) 「単年度対象改築工事」とは、年度実施協定（改築工事）の対象となる事業年度における管路施設の改築工事の総称をいう。
- (58) 「地方自治法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (59) 「地方自治法施行令」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (60) 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。
- (61) 「著作権法」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。
- (62) 「著作者の権利」とは、第 93 条（成果物の利用）第 3 項に定める意義を有する。
- (63) 「提案書」とは、代表企業及びその他の構成員が、令和 8 年●月●日付けで提出した本事業の実施にかかる提案書一式をいう。
- (64) 「統括管理業務」とは、要求水準書第 5 章に定める業務をいう。
- (65) 「統括責任者」とは、要求水準書に定める統括責任者をいう。
- (66) 「特定法令改正」とは、下水道施設、農業排水施設及び団地污水处理施設（いずれも管路施設を含む。）の設置及び管理に関する法令改正であって、本事業に直接影響を及ぼす法令改正をいう。
- (67) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (68) 「年間事業実施計画書」とは、各事業年度における事業実施計画をいう。
- (69) 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。
- (70) 「年度実施協定（改築工事）」とは、第 44 条（改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事））第 2 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 1 事業年度中に実施される改築工事に関して締結される別紙 6（年度実施協定（改築工事））の様式による協定をいう。
- (71) 「年度実施協定（コンサルタント業務）」とは、第 41 条（年度実施協定（コンサルタント業務））第 2 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 1 事業年度中に実施されるコンサルタント業務に関して締結される別紙 4（年度実施協定（コンサルタント業務））の様式による協定をいう。
- (72) 「農集施設」とは、要求水準書の表 1-2 及び同別紙 2 において特定される農業集落排水施設をいう。
- (73) 「破産法」とは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）をいう。
- (74) 「不可抗力」とは、事業契約の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるもの

であって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は事業者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

- (75) 「副統括責任者」とは、要求水準書に定める副統括責任者をいう。
- (76) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (77) 「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (78) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者の総称をいう。
- (79) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (80) 「法令改正」とは、法令等の改正又は制定をいう。
- (81) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準をいう。
- (82) 「保守」とは、部分的に劣化した部位・部材又は機器などの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (83) 「募集要項」とは、市が令和 8 年●月●日付けで公表した日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）にかかる募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (84) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） 基本協定書（案）」、「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） 事業契約書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して市が発出した書類をいう。
- (85) 「本件施設」とは、処理場施設等及び管路施設を個別に又は総称していう。
- (86) 「本事業」とは、日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）をいう。
- (87) 「本事業期間」とは、事業者が事業契約に基づき、本事業（移行期間の業務を除く。）を実施する期間（事業開始予定日から令和 19 年 6 月 30 日まで）をいう。
- (88) 「本事業用地」とは、本件施設が所在する土地を個別に又は総称していう。
- (89) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。
- (90) 「民法」とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）をいう。
- (91) 「モニタリング基本計画書」とは、募集要項の添付資料として公表された「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） モニタリング基本計画」（その

後の修正を含む。)をいう。

- (92) 「モニタリング実施計画書」とは、モニタリング基本計画書に基づき市が作成するモニタリング実施計画書をいう。
- (93) 「優先交渉権者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【代表企業名】コンソーシアム（●株式会社を代表企業並びに●株式会社及び●株式会社を構成員とするコンソーシアム）をいう。
- (94) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、市が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、提案書による水準をいう。
- (95) 「要求水準書」とは、募集要項の添付資料として公表された「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (96) 「要求水準書等」とは、事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の総称をいう。
- (97) 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。

以 上

別紙 2
事業日程

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
移行期間	令和 8 年●月●日	令和 9 年 6 月 30 日
第Ⅰ期事業期間	令和 9 年年 7 月 1 日	令和 14 年 6 月 30 日
第Ⅱ期事業期間	令和 14 年 7 月 1 日	令和 19 年 6 月 30 日

以 上

別紙 3

事業者等が付す保険

【募集要項第 3 の 8 の内容に基づき、提案書を踏まえて調整する。】

別紙 4

年度実施協定（コンサルタント業務）

日進市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） 事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づき、令和●年度におけるコンサルタント業務について、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（業務対象、完了期限及びサービス対価）

第1条 事業契約に基づき令和●年度において事業者が実施するコンサルタント業務の業務対象、完了期限及びサービス対価は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度業務」という。）³。

ストックマネジメント計画策定業務（処理場施設等修繕改築計画）

対象施設：別表に定めるとおり。

完了期限：令和●年●月●日

サービス対価 D-3：●円⁴

ストックマネジメント計画策定業務（管路施設修繕改築計画）

対象施設：別表に定めるとおり。

完了期限：令和●年●月●日

サービス対価 D-3：●円

設計業務：

対象施設：別表に定めるとおり。⁵

完了期限：●年●月●日

サービス対価 D-3：●円

（費用の支払）

第2条 市は、事業契約に定めるところにより、本年度業務完了後、当該業務の対価としてサービス対価を事業者に支払う。

³ 業務を実施する事業年度において、ストックマネジメント計画策定業務及び設計業務のうち当該事業年度で実施する業務の記載を選択して締結する。

⁴ サービス対価 D-3 は、事業契約別紙 7 および別紙 9 に従って算出された金額で合意する。

⁵ 設計業務の対象は、要求水準書に従った管路の計画的維持管理として実施する目視調査の結果改築が必要と評価された管路とする。

(本年度実施協定の効力)

第 3 条 本年度実施協定は、前条に基づく市によるサービス対価の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第 4 条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

日進市

事業者

別表

ストックマネジメント計画策定業務（処理場施設等修繕改築計画）の対象施設

-
-

ストックマネジメント計画策定業務（管路施設修繕改築計画）の対象施設

-
-

設計業務の対象施設（市は、各対象施設について、初回、中間、最終の確認を行う）

-
-

別紙 5

改築実施基本協定

日進市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、管路施設（市と事業者の間の令和●年●月●日付日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）事業契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、事業契約において定義された意味を有する。

（改築工事の内容及びその範囲）

第 1 条 令和●年度から令和●年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築工事を、事業契約に基づく改築工事の対象とする。

（改築工事の実施）

第 2 条 事業者は、事業契約、本基本協定及び年度実施協定（改築工事）で定めるところにより、改築工事を行う。

（費用の支出）

第 3 条 各事業年度の改築工事に要する費用の負担については、事業契約及び年度実施協定（改築工事）の定めるところによる。

2 市は、前項の費用のうち市が負担すべき額を、事業契約及び年度実施協定（改築工事）の定めるところにより、事業者に支払う。

（報告等）

第 4 条 事業者は、各事業年度の改築工事に関し建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに市にその概要を通知するものとする。

2 市は、改築工事の実施に関し必要があると認めるときは、事業契約の規定に基づき事業者に報告を求めることができる。

（年度実施協定（改築工事））

第 5 条 市と事業者とは、事業契約に従って、各事業年度に行う改築工事の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定（改築工事）を毎年事業年度締結するものとする。

（本基本協定の効力）

第6条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定（改築工事）がその効力を失う日まで効力を有する。

（その他）

第7条 本基本協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

日進市

事業者

改築工事の対象及びその範囲

実施年度	場所	工法
令和●年		管更生／布設替え
		管更生／布設替え
令和●年		管更生／布設替え
		管更生／布設替え
令和●年		管更生／布設替え
		管更生／布設替え
令和●年		管更生／布設替え
		管更生／布設替え
令和●年		管更生／布設替え
		管更生／布設替え

別紙 6

年度実施協定（改築工事）

日進市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における管路施設（市と事業者の間の令和●年●月●日付日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） 事業契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）

第 1 条 事業契約及び本基本協定に基づき令和●年度において事業者が実施する改築工事にかかる業務（以下「改築工事」という。）の工事対象、工法及び工事金額は、以下のとおりとする。

工事対象	工法	工事代金 ⁶
【 】	管更生／布設替え	●円
【 】	管更生／布設替え	●円

（費用の支払）

第 2 条 市は、事業契約に定めるところにより、改築工事の実施に対して市が支払うべき額を、サービス対価 E として事業者を支払う。

（本年度実施協定の効力）

第 3 条 本年度実施協定は、前条に基づく市によるサービス対価 E の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第 4 条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

⁶ サービス対価 E は、事業契約別紙 7 および別紙 8 に従って算出された金額で合意する。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

日進市

事業者

別紙 7

サービス対価の支払方法

1. サービス対価の構成と支払方法

(1) サービス対価の構成

市は事業者が行う本事業に係る各業務及び改築工事に対する対価を、サービス対価として支払うものとする。

【表1-1】本事業に係るサービス対価

業務	サービス対価 の分類	項目	備考
統括管理業務	A-1	人件費	事業者の運営に係る人件費
	A-2	その他（人件費以外）	開業費、運営費、保険料等
維持管理業務 (処理場施設等)	B-1	固定費	運転管理操作、電気設備保守点検、保安管理、消防設備点検、緑地帯維持管理、空調設備保守点検、施設見学等対応、水質等分析、その他の業務、その他の技術業務
	B-2	固定費(精算)	修繕、汚泥・し渣搬出
	B-3	変動費	ユーティリティ調達管理業務
維持管理業務 (管路施設)	C-1	固定費	日常的維持管理（緊急修繕を除く）、計画的維持管理、
	C-2	固定費(精算)	汚泥処分工、宅内排水設備の完了検査
	C-3	固定費(精算)	日常的維持管理（緊急修繕）
コンサルタント業務	D-1	人件費	ストックマネジメント（実施方針）、維持管理計画策定
	D-2	人件費	事業マネジメント
	D-3	人件費	ストックマネジメント（修繕改築計画）、改築実施設計
改築工事	E	改築工事(管路)	

(2) 対価の支払い方法

1) 統括管理業務の対価

ア. 対価の内容

市は事業者が行う本事業の統括管理業務に対する対価を、サービス対価として支払うものとする。（毎月支払いを基本とするが、事業期間中において市と事業者の協議により変更も可能とする。）

当該サービス対価は、【表1-2】に示すように、人件費とその他（人件費以外）で構成される。

【表1-2】統括管理業務に係るサービス対価

サービス対価 の分類	項目	対価の主な内容	支払方法
A-1	人件費	・ 事業者の運営に係る人件費	・ 毎月支払い
A-2	その他（人件費以外）	・ 事業者の開業費、運営費、保険料など	・ 毎月支払い

イ. 対価の算出方法と支払方法

① サービス対価A-1の算出方法と支払方法

統括管理業務の対価のうち、事業者の運営に係る人件費を対象とする。

優先交渉権者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を支払うものとする。また、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。

② サービス対価A-2の算出方法と支払方法

統括管理業務の対価のうち、事業者の運営に係る人件費以外の費用を対象とする。

優先交渉権者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を支払うものとする。また、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。

2) 維持管理業務（処理場施設等）の対価

ア. 対価の内容

市は事業者が行う維持管理業務（処理場施設等）に対する対価を、サービス対価として支払うものとする。（毎月支払いを基本とするが、事業期間中において市と事業者の協議により変更も可能とする。）

当該サービス対価は、【表1-3】に示すように、固定費と精算対象となる固定費、変動費で構成される。

【表1-3】維持管理業務に係るサービス対価

サービス対価 の分類	項目	対価の主な内容	支払方法
B-1	固定費	・維持管理業務（処理場施設等）のうち、運転管理操作、電気設備保守点検、保安管理、消防設備点検、緑地帯維持管理、空調設備保守点検、施設見学等対応、水質等分析、その他の業務、その他の技術業務に係る費用	・毎月支払い
B-2	固定費（精算）	・維持管理業務（処理場施設等）のうち、修繕業務、汚泥・し渣搬出に係る費用	・毎月支払い ・年度最終月に実費との差額を精算 ・1件あたり200万円（消費税及び地方消費税を含む）を超過する修繕については別途都度支払い
B-3	変動費	・処理場施設等のエネルギー費	・毎月支払い ・年度最終月に費との差額を精算

イ．対価の算出方法と支払方法

①サービス対価B-1の算出方法と支払方法

対価の支払い方法は、優先交渉権者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を支払うものとする。また、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。

②サービス対価B-2の算出方法と支払方法

- a. 1件あたり200万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の修繕費については、要求水準書に定めた年間上限額(予定額)を12月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。
- b. 汚泥・し渣搬出の費用については、優先交渉権者により提案された額を12月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。
- c. a及びbのいずれについても、年度最終月の支払において、当該年度中の実費との差額について精算を行うものとする。
- d. 1件あたり200万円(消費税及び地方消費税を含む)を超過する修繕においては、提案審査時における優先交渉権者の提案金額を市へ提出して合意を得るものとする。

上記修繕の実施に伴うサービス対価については、以下の式により「提案金額比率」を算出し、修繕の内容に基づく官積算金額に当該「提案金額比率」を乗じて算出するものとする。

対象業務の提案金額比率

＝対象業務の提案金額／対象業務の予定金額※

※予定金額は、募集要項等公表時に市が開示する各対象業務に係る予定額とする。

工事完了後、上記で算出した金額をサービス対価として支払うものとする。

サービス対価B-2の精算額の算定方法は【表1-4】のとおりとする。

【表1-4】サービス対価B-2(固定費【精算対象】)の精算額の算定方法

施設	業務分類	対象業務と精算額の算定方法
下水道施設、 農集施設	修繕	事業者の積算に基づく。なお、諸経費の算出方法は事前に市と事業者で協議。 1件あたり200万円(消費税及び地方消費税を含む)を超過する修繕については、上記②d.記載の通り。
	汚泥・し渣搬出	運搬・処分先からの請求額

③サービス対価B-3の算出方法と支払方法

維持管理業務（処理場施設等）の対価のうち、処理場施設、マンホールポンプの運転管理に係るユーティリティ費を対象とする。

対価の支払い方法は、優先交渉権者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額若しくは、基準単価及び予定使用量をもとに決定された年度ごとの支払額を12月で除した金額について毎月支払うものとし、年度最終月の支払において、当該年度中の実費との差額について精算を行うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を支払うものとする。また、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。

サービス対価B-3の毎月支払額及び精算額の算定方法は【表1-5】のとおりとする。

【表1-5】 サービス対価B-3(変動費B【精算対象】)の精算額の算定方法

分類	毎月支払額	精算額の算定方法
水道	年度予定金額（提案金額）÷12	愛知中部水道企業団からの請求額
ガス	年度予定金額（提案金額）÷12	ガス会社からの請求額
燃料	年度予定金額（提案金額）÷12	調達先からの請求額
電力	基準単価×年間予定使用量÷12	電力会社の電力調整単価
薬品	市単価×年間予定使用量÷12	調達先からの請求額
備品購入、消耗品	年度予定金額（提案金額）÷12	調達先からの請求額

a. 電気料金の精算方法

電気料金については、事業者の調達契約した供給事業者の発電費用等の変動による単価（以下「電力調整単価」という。）に改定があった場合は、当該年度の電気料金の変動に係るサービス対価の額の変更を請求することができる。

サービス対価の変更を行う場合は、以下に示す方法で算出し、当該年度3月分のサービス対価において調整する。

事業者は、需給契約書の写し及び電気料金の構成及び基準単価を明示した計算書を契約締結後速やかに提出するものとする。

また、事業者は電力調整単価の改定があった場合には、当該調整単価が明示された供給事業者の通知の写しを提出しなければならない。

基準単価とは、令和8年4月1日現在の中部電力ミライズ（株）の電力調整単価をいう。

使用料金について、電力調整単価による調整を行う。

電力調整額＝{（当該月電力調整単価）－（基準単価）}×（月使用量）

電力費の変動に係るサービス対価の増減額は、電力調整額の年間合計に消費税等を加えた額とする。

使用量の増減による電気料金の精算は、契約時に見込まれている電力量の超過又は未達分を精算する。

b. 薬品費の精算方法

薬品購入費の単価は、市が定める単価（以下「市単価」という。）を適用するものとする。薬品購入費は、年間予定使用量に市単価を乗じて算出した額を基本とする。

【表1-6】市が定める薬品単価（市単価）

（単位：円/kg）

薬品	北部 浄化センター	南部 浄化センター	相野山 浄化センター
次亜塩素酸ソーダ	92	—	92
脱水用ポリマー	1,167	—	1,460
ポリ硫酸第二鉄	92	—	92
ステンチカット	733	—	733
次亜塩素酸カルシウム	—	867	—
PAC	—	—	75

薬品購入費の精算は、以下のとおりとする。

○物価変動による精算

愛知県が公表する「企業物価指数」の国内企業物価指数（工業製品のうち化学製品）が、令和8年4月の指数（以下「基準値」という。）と比較して1.5%を超える増減が発生している場合、当該年度の薬品購入費の変動に係るサービス対価の変更を請求することができる。なお、比較に用いる指数は最新の確定値を用いるものとし、確定値が未公表の場合は、公表月の2箇月前の暫定値を用いて判断するものとする。精算額の算出式は以下のとおりとする。

$$\text{精算額} = \text{契約時に見込まれている薬品購入費} \times (\text{変動物価指数} - \text{基準値}) / \text{基準値}$$

○使用量の増減による精算

薬品購入費については、契約時に見込まれている年間予定使用量と、当該年度の実績使用量との差額について精算を行うものとする。

3) 維持管理業務（管路施設）の対価

ア. 対価の内容

市は事業者が行う維持管理業務（管路施設）に対する対価を、サービス対価として支払うものとする。（毎月支払いを基本とするが、事業期間中において市と事業者の協議により変更も可能とする。）

当該サービス対価は、【表1-7】に示すように、固定費と精算対象となる固定費、変動費で構成される。

【表1-7】維持管理業務に係るサービス対価

サービス対価 の分類	項目	対価の主な内容	支払方法
C-1	固定費	・維持管理業務（管路施設）のうち、 日常的維持管理（緊急修繕を除く）、計 画的維持管理に係る費用	・毎月支払い
C-2	固定費（精算）	・維持管理業務（管路施設）のうち、 汚泥処分工、宅内排水設備の完了検 査に係る費用	・毎月支払い ・年度最終月 に実費との差 額を精算
C-3	固定費（精算）	・維持管理業務（管路施設）のうち、 日常的維持管理（緊急修繕）に係る費用	・完了時支払い

イ．対価の算出方法と支払方法

①サービス対価C-1の算出方法と支払方法

対価の支払い方法は、優先交渉権者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12月で除した金額について毎月支払うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を支払うものとする。また、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。

②サービス対価C-2の算出方法と支払方法

対価の支払い方法は、優先交渉権者により提案された額をもとに決定された年度ごとの支払額を12月で除した金額について毎月支払うものとし、年度最終月の支払において、当該年度中の実費との差額について精算を行うものとする。なお、令和9年度は9月で除した金額を支払うものとする。また、令和19年度は3月で除した金額を支払うものとする。

サービス対価C-2の精算額の算定方法は【表1-8】のとおりとする。

【表1-8】 サービス対価C-2(固定費【精算対象】)の精算額の算定方法

施設	業務分類	対象業務と精算額の算定方法
管路	汚泥処分	運搬・処分先からの請求額
宅内排水設備	完了検査	提案金額÷5,500(件/10年)×年間作業量

③サービス対価C-3の算出方法と支払方法

a. 提案金額の設定

事業者は、事業契約締結後遅滞なく、サービス対価C-3について提案審査時における優先交渉権者の提案金額を市へ提出して合意を得るものとする。

b. 契約金額の変更方法

緊急修繕の実施に伴うサービス対価については、以下の式により「提案金額比率」を算出し、緊急修繕の内容に基づく官積算金額に当該「提案金額比率」を乗じて算出するものとする。

対象業務の提案金額比率

$$= \text{対象業務の提案金額} / \text{対象業務の予定金額}^{\ast}$$

※予定金額は、募集要項等公表時に市が開示する各対象業務に係る予定額とする。

c. 支払方法

工事完了後、bで算出した金額をサービス対価として支払うものとする。

4) コンサルタント業務の対価

ア. 対価の内容

市は、事業者が行うコンサルタント業務に対する対価を、サービス対価として支払うものとする。

当該サービス対価は、【表1-9】に示すように、業務完了後に一括払いする。

【表1-9】コンサルタント業務等に係るサービス対価

サービス対価 の分類	対価の主な内容	支払方法
D-1	・ストックマネジメント実施方針策定 （処理場施設等） ・ストックマネジメント実施方針策定 （管路施設） ・維持管理計画策定	完了後一括払い
D-2	・事業マネジメント	完了後一括払い
D-3	・ストックマネジメント計画策定 （処理場施設等修繕改築計画） ・ストックマネジメント計画策定 （管路施設修繕改築計画） ・改築実施設計	完了後一括払い

イ. 対価の算出方法と支払方法

① サービス対価D-1の算出方法と支払方法

コンサルタント業務のうち、D-1について、優先交渉権者により提案された額をサービス対価として業務完了後に支払うものとする。

② サービス対価D-2の算出方法と支払方法

コンサルタント業務のうち、D-2について、優先交渉権者により提案された額をサービス対価として年度ごとに支払うものとする。

③ サービス対価D-3の算出方法と支払方法

コンサルタント業務のうち、D-3について、市と事業者は、【別紙9】の規定に従って年度実施協定額の範囲内で契約・履行された委託に要した費用をサービス対価として業務完了後に支払うものとする。

5) 改築工事の対価

ア. 対価の内容

市は事業者が行う管路施設の改築工事について、サービス対価として支払うものとする。

【表1-10】改築工事に係るサービス対価

サービス対価 の分類	対価の内容	支払方法
E	・改築工事に係る対価	前金払、完了時支払い

イ. 対価の算出方法と支払方法

改築工事について、市と事業者は、年度実施協定額の範囲内で契約・履行された工事に要した費用について、サービス対価として支払うものとする。

2. サービス対価の改定

2-1. 賃金又は物価が変動した場合等におけるサービス対価の改定

事業期間中において著しく賃金又は物価が変動した場合等におけるサービス対価の改定については、以下のとおりとする。

(1) 対価の改定

1) 統括管理業務の対価（サービス対価A）の改定

ア. 統括管理業務の対価の改定については、【表2-1】に示す指標の比較により改定の必要性を判断するものとする。

【表2-1】統括管理業務に係るサービス対価の改定に使用する指標(案)

サービス対価 の分類	項目	対価の主な内容	改定に使用する指標(案)
A-1	人件費	・ 事業者の運営に係る人件費	・ 公共工事設計労務単価 【電工】
A-2	その他 (人件費以外)	・ 事業者の開業費、運営費 (人件費以外)、保険料 など	(改定の対象外)

イ. サービス対価A-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、【1000分の15】を超過した場合に、その変動率の全体（全率）に基づきサービス対価の改定を行うものとする。なお、2回目以降の改定においては、前回改定時に用いた指数を基準とし、その後の変動率が【1000分の15】を超過した場合に、同様に改定を行うものとする。改定額は、前回改定後のサービス対価に対し、今回の見直しで確定した変動率を乗じて算出する。なお、改定の有無にかかわらず、事業者は指数について市に書面により毎年報告を行うこと。毎年、4月1日時点で公表されている最新の指数に基づき、6月30日までに見直しを行い、各年度のサービス対価を確定する。改定されたサービス対価は、改定年度の第1四半期以降の支払いに反映させる。

2) 維持管理業務の対価（サービス対価B及びC）の改定

ア．維持管理業務の対価の改定については、【表2-2】に示す指標の比較により改定の必要性を判断するものとする。

【表2-2】維持管理業務に係るサービス対価の改定に使用する指標(案)

サービス対価 の分類	項目	対価の主な内容	改定に使用する指標(案)
B-1	固定費	・維持管理業務（処理場施設等）のうち、運転管理操作、電気設備保守点検、保安管理、消防設備点検、緑地帯維持管理、空調設備保守点検、施設見学等対応、水質等分析、その他の業務、その他の技術業務に係る費用	・公共工事設計労務単価 【電工】
B-2	固定費 （精算）	・維持管理業務（処理場施設等）のうち、修繕業務、汚泥・し渣搬出に係る費用	（別途精算）
B-3	変動費	・処理場施設等のユーティリティ費	（別途精算）
C-1	固定費	・維持管理業務（管路施設）のうち、日常的維持管理（緊急修繕を除く）、計画的維持管理に係る費用	・設計業務委託等技術者単価 【測量技師】
C-2	固定費 （精算）	・維持管理業務（管路施設）のうち、修繕、汚泥処分工、宅内排水設備の完了検査に係る費用	（毎年度精算のため改定の対象外）
C-3	固定費 （精算）	・維持管理業務（管路施設）のうち、日常的維持管理（緊急修繕）に係る費用	（別途精算）

イ．サービス対価B-1及びC-1の支払額について、年1回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、【1000分の15】を超過した場合に、その変動率の全体（全率）に基づきサービス対価の改定を行うものとする。なお、2回目以降の改定においては、前回改定時に用いた指数を基準とし、その後の変動率が【1000分の15】を超過した場合に、同様に改定を行うものとする。改定額は、前回改定後のサービス対価に対し、今回の見直しで確定した変動率を乗じて算出する。なお、改定の有無にかかわらず、事業者は指数について市に書面により毎年報告を行うこと。毎年、4月1日時点で公表されている最新の指数に基づき、6月30日までに見直しを行い、各年度のサービス対価を確定する。改定されたサービス対価は、改定年度の第1四半期以降の支払いに反映させる。

3) コンサルタント業務の対価（サービス対価D）の改定

ア. コンサルタント業務の対価の改定については、【表2-3】に示す指標の比較により改定の必要性を判断するものとする。

【表2-3】 コンサルタント業務に係るサービス対価の改定に使用する指標（案）

サービス対価 の分類	項目	対価の主な内容	改定に使用する指標（案）
D-1	人件費	・ストックマネジメント実施方針策定（処理場施設等） ・ストックマネジメント実施方針策定（管路施設） ・維持管理計画策定	・設計業務委託等技術者単価 【技師（B）】
D-2	人件費	・事業マネジメント	・設計業務委託等技術者単価 【技師（B）】
D-3	人件費	・ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画） ・ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画） ・改築実施設計	（改定の対象外）

イ. サービス対価D-1及びD-2の支払額について、年1回見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、【1000分の15】を超過した場合に、その変動率の全体（全率）に基づきサービス対価の改定を行うものとする。なお、2回目以降の改定においては、前回改定時に用いた指数を基準とし、その後の変動率が【1000分の15】を超過した場合に、同様に改定を行うものとする。改定額は、前回改定後のサービス対価に対し、今回の見直しで確定した変動率を乗じて算出する。なお、改定の有無にかかわらず、事業者は指数について市に書面により毎年報告を行うこと。毎年、4月1日時点で公表されている最新の指数に基づき、6月30日までに見直しを行い、各年度のサービス対価を確定する。改定されたサービス対価は、業務完了時の支払いに反映させる。

4) 改築工事の対価（サービス対価E）の改定

改築工事について、予期することのできない特別の事情により、年度実施協定締結以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、改築工事にかかるサービス対価が著しく不適当となったときは、市又は事業者は、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができる。

２－２．施設改良等に起因するサービス対価の改定

(1) 市の実施する施設改良等に起因する費用の増減

事業期間中において、市が実施する施設改良等により本事業に係る費用が増減する場合、市又は事業者は、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができる。

サービス対価の改定額については、両者の協議により定めるものとする。

(2) 事業者の実施する施設改良等に起因する費用の増減

1) サービス対価の改定対象となる施設改良等

事業期間中において、事業者の提案に基づいて契約内容を変更し、事業者が実施する施設改良等により本事業に係る費用が低減する場合、サービス対価の変更を行うものとする。

2) サービス対価の改定対象とならない施設改良等

事業期間中において、契約の範囲内において事業者が自らの責任と費用により実施する施設改良等により本事業に係る費用が増減する場合、サービス対価の改定は行わない。

改築工事に係るサービス対価の設定及び変更方法

改築工事に係るサービス対価の設定及び設計変更に伴う変更契約金額の算定に当たっては、市と事業者との間で総価契約単価合意方式に準じた以下の合意方法に基づくものとする。

1. 対象とする工事

対象とする工事は、以下とする。

- ・改築工事

2. 方法と手順

(1) 提案金額比率の合意

①提案金額比率による変更

事業者は、以下の式により対象工事ごとに「提案金額比率」を算出するものとし、設計業務の結果や工事内容の変更に伴う設計変更による変更金額については、変更後の内容に基づく官積算金額に当該「提案金額比率」を乗じて設定することについて、市と合意するものとする。

対象工事の提案金額比率

$$= \text{対象工事の提案金額} / \text{対象工事の予定金額}^{\ast}$$

※予定工事金額は、募集要項等公表時に市が開示する、ストックマネジメント計画等に基づいて予定されている工事金額とする。

②合意書の作成、提出

事業者は、①合意内容について「合意書」を作成し、市へ提出するものとする。

(2) 設計業務の結果を踏まえたサービス対価の変更

①サービス対価の算出

事業者は、各改築工事の工事金額のうち、本事業で設計業務を実施する改築工事については、設計業務の結果を踏まえて官積算を行うものとする。また、「合意書」に基づく方法によりサービス対価を算出し、市に提出する。

②年度実施協定への反映

市は、変更内容を確認し、当該変更金額をもって「年度実施協定」に反映させるものとする。

(3) 工事内容の変更に伴うサービス対価の変更

①サービス対価の算出

事業者は、改築工事の契約後に、市の要望や設計時に想定しえなかった現場事情等により工事内容に変更の必要が生じた場合は、当該工事内容の変更により生じるサービス対価について、官積算及び「合意書」に基づく方法により算出し、市に提出する。

②サービス対価の変更

市は、事業者から提出された変更内容について確認し、変更が適当であると判断された場合について、当該改築工事に係るサービス対価の変更を行うものとする。

コンサルタント業務に係るサービス対価の設定及び変更方法

コンサルタント業務（ストックマネジメント計画策定（修繕改築計画）、設計業務）に係るサービス対価の設定及び設計変更に伴う変更契約金額の算定に当たっては、市と事業者との間で以下の合意方法に基づくものとする。

1. 対象とする業務

対象とする業務は、以下とする。

- ・ストックマネジメント計画策定（処理場施設等修繕改築計画）
- ・ストックマネジメント計画策定（管路施設修繕改築計画）
- ・設計業務

2. 方法と手順

(1) 業務ごとの提案金額の設定

事業者は、事業契約締結後遅滞なく、1に示した各対象業務について、提案審査時における優先交渉権者の提案金額の内訳を算定し、市へ提出して合意を得るものとする。

(2) 契約金額の変更方法についての合意

①提案金額比率による変更

事業者は、以下の式により対象業務ごとに「提案金額比率」を算出するものとし、業務実施内容の変更に伴う変更金額については、変更後の内容に基づく官積算金額に当該「提案金額比率」を乗じて設定することについて、市と合意するものとする。

対象業務の提案金額比率

$$= \text{対象業務の提案金額} / \text{対象業務の予定金額}^{\ast}$$

※予定金額は、募集要項等公表時に市が開示する各対象業務に係る予定額とする。

②合意書の作成、提出

事業者は、①の合意内容について「合意書」を作成し、市へ提出するものとする

(3) 年度実施協定の締結

① サービス対価の算出

事業者は、ストックマネジメント計画策定（修繕改築計画）及び設計業務の実施内容について市と協議及び調整の上、サービス対価を算出し、市に提出する。なお、当初の予定から業務実施内容に変更の必要が生じた場合は、業務実施内容変更後のサービス対価について、官積算及び「合意書」に基づく方法により算出するものとする。

② 年度実施協定の締結

市は、サービス対価について確認し、市と事業者は当該金額をもって「年度実施協定（コンサルタント業務）」を締結するものとする。

(4) 業務内容の変更に伴うサービス対価の変更

① サービス対価の算出

事業者は、対象業務の契約後に、市の要望や契約時に想定しえなかった現場事情等により業務内容に変更の必要が生じた場合は、当該業務内容の変更により生じるサービス対価について、官積算及び「合意書」に基づく方法により算出し、市に提出する。

② サービス対価の変更

市は、事業者から提出された変更内容について確認し、変更が適当であると判断された場合について、当該業務に係るサービス対価の変更を行うものとする。

別紙 10
プロフィットシェア

1 事業者の改良提案

事業者は、本事業期間中、本事業について、第 40 条（事業者による施設改良等）に基づき処理場施設等の改良等を提案することができる。かかる処理場施設等の改良等のうち、要求水準書の変更を伴わず、かつ維持管理業務（処理場施設等）にかかるサービス対価の額の低減を伴うものを本別紙の対象とする。

2 改良等の実施

市は、事業者の改良等の提案により必要と認める場合は、事業者に対して当該改良等の検討（要求水準書の変更の要否を含む。）を指示することができる。この場合、事業者は、当該指示の受理後遅滞なく、当該改良等の導入が本事業の実施に与える影響を検討し、検討結果を市に報告する。

市は、当該検討結果の受理後遅滞なく、改良等（これに伴う要求水準書の変更を含む。）を行うか否かを事業者に通知する。

改良等を実施する旨の通知がなされた場合、当該通知以降、事業者は要求水準書に従って施設改良等実施計画の作成等を行い、当該改良等により要求水準書が変更される場合には、当該改良等が完了した日（又は別途市と事業者が合意した日）から適用されるものとする。

3 改良等の実施に伴うサービス対価の減額

市は、要求水準書を変更することなく処理場施設等の改良等が行われた場合、維持管理業務（処理場施設等）の実施のために事業者が負担する費用の減少に応じて、対応するサービス対価を減額する。市は、サービス対価の減額について、維持管理業務（処理場施設等）の実施のために事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも 10 分の 5 に相当する額を減額しない。事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額は、市及び事業者が協議して定める。

不可抗力による追加費用及び損害の負担

1 統括管理業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して統括管理業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度のサービス対価 A-1 及び A-2 の総額の 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 事業者が不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

2 維持管理業務（処理場施設等）

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して維持管理業務（処理場施設等）（ただし、サービス対価が精算対象となっている業務及び変動費の対象となっている業務を除く。以下この項において同じ。）に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 B-1 の合計額 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、維持管理業務（処理場施設等）の遅延又は中断、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

3 維持管理業務（管路施設）

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して維持管理業務（管路施設）（ただし、サービス対価が精算対象となっている業務を除く。以下この項において同じ。）に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 C-1 の合計額 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、維持管理業務（管路施設）の遅延又は中断、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

4 コンサルタント業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因してコンサルタント業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 D-1、D-2 及び D-3 の合

計額 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。

- (2) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

個人情報保護にかかる特記仕様書

(秘密の保持及び適正な管理)

第 1 条 事業者は、個人情報を取り扱う契約（以下「契約」という。）の履行に当たっては、委託業務の実施に必要最小限の範囲とし、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、事業者が委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(第三者への委託の禁止又は制限)

第 2 条 事業者は、委託業務の実施に当たり、第三者へ個人情報を取り扱わせてはならない。ただし、市が必要と認める場合は、個人情報の全部又は一部を第三者に取り扱わせることができる。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 3 条 事業者は、個人情報を委託業務以外の目的に利用してはならない。また、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 4 条 事業者は、みだりに個人情報を複写及び複製してはならない。また、事業者は、契約に基づく業務を処理するため、市から引き渡された個人情報を市の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(事故の報告)

第 5 条 事業者は、個人情報の取り扱いに関する事故が発生したときは、漏えい、滅失及び毀損等した個人情報の項目、内容、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

(検査の実施)

第 6 条 市は、事業者の個人情報の保護に対する管理体制について、必要に応じて検査を実施し、又は報告を求めることができる。

(収集の制限)

第 7 条 事業者は、個人情報を収集する場合には、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(搬送)

第8条 事業者は、個人情報に記載された資料等を搬送するときは、漏えい又は紛失等の防止のため、必要な措置を講じなければならない。

(提供資料等の返還)

第9条 事業者は、契約による業務を処理するために市から引き渡された資料等を業務終了後、速やかに市に返還しなければならない。

情報セキュリティにかかる特約事項

- (1) 事業者は、いかなる場合においても本事業で知り得た情報（本事業に関わる事項及び付随する事項）に関して機密保持を徹底すること。これは本事業が完了した後も同様とする。
- (2) 事業者は、本事業に関する資料及びデータを取り扱う人員を限定し第三者への漏洩を防ぐこと。
- (3) 事業者は、市から提供された資料及びデータについて、本事業を実施する目的のみに用いるものとし、許可なく複写又は複製してはならない。
- (4) 事業者が、本事業に関するデータを取り扱うパソコン等は、ウイルス対策ソフトの導入やセキュリティアップデートの適用など、適切なセキュリティ対策が施されていること。また、情報漏洩リスクのあるソフトウェアをインストールしていないこと。
- (5) 事業者は、本事業において使用した資料及びデータを完全に消去すること。
- (6) 事業者は、外部記憶媒体（USB メモリ・リムーバブルハードディスク・FD 等）を本事業に用いる場合には、セキュリティ対策を講じたうえで用いること。
- (7) 事業者は、市役所で作業を行う場合、身分証明書を携行し、及び名札を着用すること。
- (8) 事業者は、「日進市契約規則」及び「日進市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (9) 事業者は、本事業に関する一切の資料及びデータについて漏洩等の事故が発生した場合は、直ちに市に報告し、その指示に従うこと。